

大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約事務取扱要領

平成18年3月30日
機 構 長 決 定

(趣旨)

第1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構における契約に関する事務の取扱いについては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号。以下「会計規程」という。）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則（平成16年自機規則第5号。以下「契約実施規則」という。）その他特別の定めがある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

(契約同等の作成)

第2 契約実施規則第5条及び第27条により競争契約に付そうとするとき、又は予定価格が500万円以上の随意契約（ただし、500万円未満の随意契約においても契約事務責任者が必要と認める場合は除く。）を締結しようとするときは、契約伺（別紙様式1-1～6）を作成し、当該契約に係る契約事務責任者の承認を得るものとする。

(一般競争入札の公告)

第3 契約実施規則第5条に規定する一般競争入札に係る公告は、別紙様式2に定める入札公告を、所定の場所及び文部科学省ホームページに掲示することにより行う。

(指名競争契約入札の通知等)

第4 契約事務責任者は、参加者を指名して競争契約を行う場合には、指名競争通知書（別紙様式3）を参加者に送付する。

(入札説明書の交付)

第5 一般競争入札又は指名競争入札を実施する場合は、入札説明書（別紙様式4）を交付する。

(入札結果の報告)

第6 入札の終了後は、入札結果報告書（別紙様式5）を作成し、契約事務責任者に報告するものとする。

(予定価格調書の作成)

第7 予定価格が500万円以上の場合は、予定価格調書（別紙様式6-1）を作成するものとする。

2 予定価格調書には、予定価格算出内訳明細書（別紙様式6-2）等、その算出の根拠となる書類を添付するものとする。

3 予定価格が第1項に定める金額未満の場合でも、契約事務責任者が必要と認める場合は、その算出の根拠となる書類を予定価格調書に添付するものとする。

(契約書の様式)

第8 契約実施規則第35条に定める契約書は、別紙様式7-1～4により作成するものとする。

(請書の徴取)

第9 契約書の作成を省略する場合においても、契約事務責任者が必要と認める場合は、請書（別紙様式8）を徴取するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

起 案	平成 年 月 日	決 裁	平成 年 月 日	部局名	
契約事務責任者					
購入 物品の について下記により契約してよろしいか (伺) 製造					
記					
1	品 名 ・ 規 格 数 量				
2	購 入 理 由 製 造	別紙のとおり			
3	契 約 方 法	一般 競争契約 指名	a. 契約実施規則第5条 b. 契約実施規則第27条	適用 { 指名競争契約 の適用理由 別紙のとおり }	但し、競争に付しても入札者がいないとき、又は 再度の入札をしても落札者のないときは契約実施 規則第30条第1項第8号により随意契約による。
4	予 定 価 格	別紙予定価格調書のとおり			
5	一般 競争参加資格 指名	物品の販売 (物品の製造) の 等級			
6	入 札 保 証 金	全額免除 (契約実施規則第9条第 号適用又は準用)			
7	入 札 場 所	自然科学研究機構 [機関名, 会議室等名称]			
8	入 札 日 時	平成 年 月 日 時 分			
9	公 告 指 名 通 知	別紙 (案) 又は (写) のとおり (指名競争参加者の選定理由書別紙のとおり)			
10	契 約 保 証 金	全額免除 (契約実施規則第38条第 号適用)			
11	契 約 書	別紙 (案) のとおり			
12	納 入 場 所	自然科学研究機構 [機関名] 指定の場所			
13	納 入 期 限	平成 年 月 日			
14	代 金 支 払 方 法	回払			
15	予 算 科 目				
16	備 考				

起 案	平成 年 月 日	決 裁	平成 年 月 日	部局名	
契約事務責任者					
保 守 物品の について下記により契約してよろしいか (伺) 賃貸借					
記					
1	品 名 ・ 規 格 予 定 数 量				
2	保 守 理 由 賃 貸 借	別紙のとおり			
3	契 約 方 法	一般 競争契約 指名	a. 契約実施規則第5条 b. 契約実施規則第27条	指名競争契約 の適用理由 別紙のとおり	
但し、競争に付しても入札者がいないとき、又は 再度の入札をしても落札者のないときは契約実施 規則第30条第1項第8号により随意契約による。					
4	予 定 価 格	別紙予定価格調書のとおり			
5	一般 競争参加資格 指名	役務の提供等の 等級			
6	入 札 保 証 金	全額免除 (契約実施規則第9条第 号適用又は準用)			
7	入 札 場 所	自然科学研究機構 [機関名, 会議室等名称]			
8	入 札 日 時	平成 年 月 日 時 分			
9	公 告 指 名 通 知	別紙 (案) 又は (写) のとおり (指名競争参加者の選定理由書別紙のとおり)			
10	契 約 保 証 金	全額免除 (契約実施規則第38条第 号適用)			
11	契 約 書	別紙 (案) のとおり			
12	保守・設置の場所	自然科学研究機構 [機関名] 指定の場所 [又は「別紙のとおり」]			
13	保 守 の 期 間 賃 貸 借	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
14	代 金 支 払 方 法	毎月分をとりまとめた適法な請求書の受理により支払う。			
15	予 算 科 目				
16	備 考				

別紙様式 1 - 3

(一般・指名競争)

起 案	平成 年 月 日	決 裁	平成 年 月 日	部局名	
契約事務責任者					
〇〇請負契約について下記により契約してよろしいか (伺)					
記					
1	品 名 ・ 規 格 予 定 数 量				
2	請 負 理 由	別紙のとおり			
3	契 約 方 法	一般 競争契約 指名	a. 契約実施規則第5条 b. 契約実施規則第27条	適用 { 指名競争契約 の適用理由 別紙のとおり }	但し、競争に付しても入札者がいないとき、又は 再度の入札をしても落札者のないときは契約実施 規則第30条第1項第8号により随意契約による。
4	予 定 価 格	別紙予定価格調書のとおり			
5	一般 競争参加資格 指名	役務の提供等の 等級			
6	入 札 保 証 金	全額免除 (契約実施規則第9条第 号適用又は準用)			
7	入 札 場 所	自然科学研究機構 [機関名, 会議室等名称]			
8	入 札 日 時	平成 年 月 日 時 分			
9	公 告 指 名 通 知	別紙 (案) 又は (写) のとおり (指名競争参加者の選定理由書別紙のとおり)			
10	契 約 保 証 金	全額免除 (契約実施規則第38条第 号適用)			
11	契 約 書	別紙 (案) のとおり			
12	請 負 場 所	自然科学研究機構 [機関名] 指定の場所			
13	請 負 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
14	代 金 支 払 方 法	毎月分をとりまとめた適法な請求書の受理により支払う。			
15	予 算 科 目				
16	備 考				

起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日	部局名	
契約事務責任者					
<p style="text-align: center;">購入 物品の について下記により契約してよろしいか (伺) 製造</p>					
記					
1	品名・規格 数 量				
2	購入 理由 製造	別紙のとおり			
3	予定価格	別紙予定価格調書のとおり			
4	契約金額	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			
5	契約方法	随意契約 契約実施規則第30条第1項第 号適用 (適用理由別紙のとおり)			
6	契約保証金	全額免除 (契約実施規則第38条第 号適用)			
7	契約書	別紙 (案) のとおり			
8	納入場所	自然科学研究機構 [機関名] 指定の場所			
9	納入期限	平成 年 月 日			
10	代金支払方法	回払			
11	予算科目				
12	契約の相手方	住所 氏名			
13	備考				

起 案	平成 年 月 日	決 裁	平成 年 月 日	部局名	
契約事務責任者					
<p style="text-align: center;">保 守 契 約 下記のとおり してよろしいか (伺) 賃貸借契約</p>					
記					
1	件 名				
2	契 約 理 由	別紙のとおり			
3	予 定 価 格	別紙予定価格調書のとおり			
4	契 約 金 額	<p style="text-align: center;">年間予定契約額</p> 別紙見積書のとおり <p style="text-align: center;">(円)</p>			
5	契 約 方 法	随意契約 契約実施規則第30条第1項第 号適用 (適用理由別紙のとおり)			
6	契 約 保 証 金	全額免除 (契約実施規則第38条第 号適用)			
7	契 約 書	別紙 (案) のとおり			
8	設 置 場 所	別紙のとおり			
9	契 約 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
10	代金支払方法				
11	予 算 科 目				
12	契 約 の 相 手 方	住 所 氏 名			
13	備 考				

起 案	平成 年 月 日	決 裁	平成 年 月 日	部局名	
契約事務責任者					
下記のとおり請負契約をしてよろしいか (伺)					
記					
1	件 名				
2	契 約 理 由	別紙のとおり			
3	予 定 価 格	別紙予定価格調書のとおり			
4	契 約 金 額	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			
5	契 約 方 法	随意契約 契約実施規則第30条第1項第 号適用 (適用理由別紙のとおり)			
6	契 約 保 証 金	全額免除 (契約実施規則第38条第 号適用)			
7	契 約 書	別紙 (案) のとおり			
8	作 業 場 所	自然科学研究機構 [機関名] 指定の場所			
9	作 業 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
10	代金支払方法	回払			
11	予 算 科 目				
12	契約の相手方	住 所 氏 名			
13	備 考				

別紙様式2

入札公告

下記のとおり一般競争に付すので公告します。

記

1. 入札事項 件名, 数量等
2. 入札の方法 入札金額は, 総額を記入すること。なお, 落札決定に当たっては, 入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は, その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので, 入札者は, 見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
3. 競争参加資格
 - 1) 国の参加資格(全省庁統一資格)により, 平成〇〇年度に〇〇業者の〇〇の等級に格付けされている者であること。
 - 2) 未成年者・被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除き当該契約を締結する能力を有しない者, 破産者で復権を得ない者及び契約事務責任者が一般競争に参加させないとした者は, 競争に参加することができない。
4. 契約事項を示す場所及び問い合わせ先 〇〇県〇〇市〇〇町
大学共同利用機関法人自然科学研究機構 〇〇〇〇
〇〇部〇〇課〇〇係
電話〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
5. 入札説明書の交付 公告の日から上記4の交付場所にて交付する。
6. 仕様説明会の日時・場所 平成 年 月 日() 午前(午後) 時 分
大学共同利用機関法人自然科学研究機構 〇〇 〇〇棟〇〇室
7. 入札執行の日時・場所 平成 年 月 日() 午前(午後) 時 分
大学共同利用機関法人自然科学研究機構 〇〇 〇〇棟〇〇室
8. 入札の無効 第3項に示した競争参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
9. 入札の条件
 - 1) 別添「競争加入者心得」のとおりとする。
 - 2) 郵便入札は認めないものとする。
 - 3) 入札保証金の有無
10. 契約条件 別紙契約書(案)及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構発注工事請負等契約要領のとおりとする。
11. 契約保証金 契約保証金の有無
12. 契約書の作成 契約の締結に当たっては, 契約書を作成するものとする。
13. 落札者の決定 本公告に示した物品を納入できると契約事務責任者が判断した入札者であって, 大学共

006-06 2014/04/01

方法 同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則第11条の規定に基づいて作成された予定
価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 ○○○○ 印

別紙様式3

指 名 競 争 通 知 書

平成 年 月 日

様

契約事務責任者

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

職 名 氏 名 印

件

名

標記のことについて、貴社を競争入札の参加者に指名しましたので、仕様書及び競争加入者心得並びに下記事項を熟知し、仕様説明を聴取の上、入札書を提出して下さい。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 品目及び数量

(2) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に8パーセントに相当する額を加算した金額（単価契約の場合を除き、当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 仕様説明及び契約条項を示す日時及び場所

日時 平成 年 月 日 時 分

場所 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 ○○○○

3. 入札執行の日時及び場所

日時 平成 年 月 日 時 分

場所 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 ○○○○

4. 入札保証金及び契約保証金

5. そ の 他

(1) 本通知書、入札説明書及び仕様書の内容を熟知して入札すること。

(2) 仕様書及び競争加入者心得は、入札執行の当日までに返還すること。

006-06 2014/04/01

別紙様式 4

入 札 説 明 書

件 名 等

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

競 争 加 入 者 心 得

(趣旨)

第1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下「機構」という。)で発注する契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、法令並びに大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程、及び契約実施規則その他機構の定めるところによるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「競争加入者」という。)は、未成年者・被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除き当該契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び契約事務責任者が一般競争に参加させないとした者に該当しない者であって、契約事務責任者が競争に付する都度、別に定める資格を有する者であること。

(入札)

第3 競争加入者は、図面、仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(単価契約の場合を除き、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、競争加入者は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

第4 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第5 指名競争に参加する者として指名された者のうち、入札を辞退しようとする者は、別紙第1号様式による入札辞退届を入札書の提出期限までに契約事務責任者に提出することにより、入札を辞退することができる。

(代理人)

第6 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人とな

ることはできない。

第7 競争加入者は、未成年者・被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者を除き、当該契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び契約事務責任者が一般競争に参加させないとした者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第8 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員(以下「入札関係職員」という。)及び第20に規定する立会い職員以外の者は入場することができない。

第9 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第10 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。)及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する別紙第2号様式による委任状を提示又は提出しなければならない。

第11 競争加入者又はその代理人は、契約事務責任者が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか、入札場を退場することができない。

第12 入札場において、公正な執行を妨げ、又は妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第13 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第14 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあつては、その名称又は商号)及び件名を表記し、入札公告又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

第15 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第16 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第17 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の取りやめ等)

第18 契約事務責任者は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(無効の入札)

第19 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

1. 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
2. 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
3. 件名の表示、入札金額の記載のない入札書
4. 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
5. 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
6. 請負に付される件名の表示に重大な誤りのある入札書
7. 入札金額の記載が不明確な入札書
8. 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
9. 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
10. 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
11. その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第20 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第21 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（会計規程第20条第3項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手とする。

第22 予定価格が1,000万円以上のもの及び契約事務責任者が必要と認める場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格（会計規程第20条第3項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が機構にとって最も

有利なもの次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、契約事務責任者の行う調査に協力しなければならない。

第23 予定価格が1,000万円以上のもの及び契約事務責任者が必要と認める場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格(会計規程第20条第3項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

第24 第22及び第23の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第25 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第26 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第27 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約事務責任者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から10日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約事務責任者が合理的と認める期間)に契約書の取りかわしを行うものとする。

第28 落札者が第27に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第29 契約書の作成を省略した場合においては、落札者は、第27に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を契約事務責任者に提出しなければならない。ただし、契約事務責任者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申し立て)

第30 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第1号様式

入 札 辞 退 届

(件名又は供給物品名)

このたび、上記の件については、都合により入札を辞退いたします。

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 御中

競争加入者
(住 所)

(氏 名)

印

第2号様式

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、下記の件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

(件名又は供給物品名)

代理人使用印鑑



平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 御中

競争加入者

(住 所)

(氏 名)

印

第3号様式

入 札 書

(件名又は供給物品名)

入札金額

金

円也

大学共同利用機関法人自然科学研究機構発注工事請負等契約要領を熟知し、図面及び仕様書に従って上記を（実施又は供給）するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 御中

競争加入者

(住 所)

(氏 名)

印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、代理人使用印鑑を押印すること。

入札結果報告書

起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日	課名	
契約事務責任者					起案者
下記のとおり報告します。					
件名 (規格・数量)					
入札執行 日時・場所	平成 年 月 日 時				
落札者等の決定	<p>一般競争契約 指名</p> <p><input type="checkbox"/> 入札金額 円で に落札</p> <p><input type="checkbox"/> 落札者がいないため契約実施規則第30条第1項第8号により 随意契約 見積金額 円で に決定</p>				
添付書類	<p><input type="checkbox"/> 入札金額一覧表</p> <p><input type="checkbox"/> 入札書</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状</p> <p><input type="checkbox"/> 見積書</p> <p><input type="checkbox"/> 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）</p> <p><input type="checkbox"/></p>				
備考					

別紙様式 6 - 1

契約事務責任者		

平成 年 月 日作成

予 定 価 格 調 書

件 名 _____

予 定 価 格 _____ 円

入札書比較金額 円
消費税及び地方消費税額 円

別紙様式 6 - 2

予 定 価 格 算 出 内 訳 明 細 書

件名(品名)・規格	数量	単価	金額	備考
		円	円	
摘要 _____ _____ _____ _____				

作成者
職名 氏名 印

別紙様式 7-1 (物品)

物 品 供 給 契 約 書

供給すべき物品の表示

代 金 額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円也)

発注者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 ○○○○ と供給者 ○○株式会社代表取締役○○○○との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で次の条項によって供給契約を締結する。

- 第1条 供給者は、発注者に対し物品の供給をする。
- 第2条 物品は、自然科学研究機構○○○○に納入する。
- 第3条 物品の納入期限は、平成 年 月 日とする。
- 第4条 納品書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第5条 代金の請求書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第6条 代金は、物品納入後1回に支払う。
- 第7条 契約保証金は、免除する。
- 第8条 供給者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、供給者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 供給者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第9条 この契約についての必要な細目は、自然科学研究機構が定めた発注工事請負等契約要領による。
- 第10条 この契約について、発注者供給者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決する。

第11条 この契約に関する訴えの管轄は、〇〇地方裁判所とする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者
供給者間において協議して定める。

上記契約の成立を証するため、発注者供給者は次に記名押印する。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者

東京都三鷹市大沢2-21-1

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

機構長 ○ ○ ○ ○ 印

供給者

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○株式会社

代表取締役 氏名 印

(備考)

第8条第1項において「契約金額」とあるのは、単価契約の場合においては「契約期間全
体の支払総金額」とする。

別紙様式 7-2 (製造)

製造請負契約書

請負製造の表示

請負代金額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円也)

発注者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 ○○○○ と受注者 ○○株式会社代表取締役○○○○との間において、上記の製造（以下「製造」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結する。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書及び図面に基ついて製造をする。
- 第2条 製品は、自然科学研究機構○○○○において引渡をする。
- 第3条 製造は、(受注者の工場)においてこれをする。
- 第4条 着手時期は、平成 年 月 日とする。
- 第5条 完成時期は、平成 年 月 日とする。
- 第6条 製造完成通知書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第7条 請負代金は、製品納入後1回に支払う。
- 第8条 請負代金の請求書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第9条 契約保証金は、免除する。
- 第10条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなつた場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、自然科学研究機構が定めた発注工事請負等契約要領による。

第12条 この契約について、発注者受注者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決する。

第13条 この契約に関する訴えの管轄は、〇〇地方裁判所とする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者請負者間において、協議して定める。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名押印する。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者

東京都三鷹市大沢2-21-1

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

機構長 ○ ○ ○ ○ 印

受注者

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○株式会社

代表取締役 氏名 印

(備考)

第10条第1項において「契約金額」とあるのは、単価契約の場合においては「契約期間全体の支払総金額」とする。

別紙様式 7-3 (役務の提供)

〇 〇 請 負 契 約 書

請負契約の表示

請負代金額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)

発注者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 ○○○○ と受注者 ○○株式会社代表取締役○○○○との間において、上記の請負（以下「請負」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結する。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書及び図面に基ついて請負をする。
- 第2条 請負は、自然科学研究機構○○○○において実施する。
- 第3条 開始時期は、平成 年 月 日とする。
- 第4条 完了時期は、平成 年 月 日とする。
- 第5条 完了通知書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第6条 請負代金は、完了後1回に支払う。
- 第7条 請負代金の請求書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第8条 契約保証金は、免除する。
- 第9条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなつた場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、自然科学研究機構が定めた発注工事請負等契約要領による。
- 第11条 この契約について、発注者受注者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これ

を解決する。

第12条 この契約に関する訴えの管轄は、〇〇地方裁判所とする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において、協議して定める。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名押印する。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者

東京都三鷹市大沢2-21-1

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

機構長 ○ ○ ○ ○ 印

受注者

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○株式会社

代表取締役 氏名 印

(備考)

第9条第1項において「契約金額」とあるのは、単価契約の場合においては「契約期間全体の支払総金額」とする。

別紙様式 7-4-1 (政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受ける建設工事以外の建設工事及び設計コンサルティング業務)

工 事 請 負 契 約 書

工 事 名

請負代金額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円也)

発注者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 ○○○○ と受注者 ○○株式会社 代表取締役○○○○との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結する。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成する。
- 第2条 工事は、自然科学研究機構○○○○において施工する。
- 第3条 着工時期は、平成 年 月 日とする。
- 第4条 完成期限は、平成 年 月 日とする。
- 第5条 完成通知書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第6条 請負代金は、 回に支払う。
- 第7条 請負代金の請求書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第8条 契約保証金は、免除する。
- 第9条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について、○○○○保険契約を結ぶ。
- 第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、自然科学研究機構が定めた発注工事請負等契約要領による。
- 第12条 この契約に関する訴えの管轄は、○○地方裁判所とする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において、協議して定める。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名押印する。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持する。

平成 年 月 日

発 注 者

東京都三鷹市大沢 2-21-1

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

機 構 長 ○ ○ ○ ○ 印

受 注 者

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 氏 名 印

(備考)

本様式において「請負代金額」とあるのは、委託契約の場合においては「業務委託料」とする。

別紙様式 7-4-2 (政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受ける建設工事)

工 事 請 負 契 約 書

工 事 名

請負代金額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税額 金 円也)

発注者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 ○○○○ と受注者 ○○株式会社 代表取締役○○○○との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結する。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成する。
- 第2条 工事は、自然科学研究機構○○○○において施工する。
- 第3条 着工時期は、平成 年 月 日とする。
- 第4条 完成期限は、平成 年 月 日とする。
- 第6条 完成通知書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第7条 請負代金は、 回に支払う。
- 第8条 請負代金の請求書は、自然科学研究機構○○○○に送付する。
- 第8条 契約保証金は、免除する。
- 第9条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について、○○○○保険契約を結ぶ。
- 第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、前項第2号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に大学共同利用機関法人自然科学研究機構の競争加入者心得第4の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で

計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 この契約についての必要な細目は、自然科学研究機構が定めた発注工事請負等契約要領による。

第12条 この契約に関する訴えの管轄は、〇〇地方裁判所とする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において、協議して定める。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名押印する。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持する。

平成 年 月 日

発 注 者

東京都三鷹市大沢2-21-1

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

機 構 長 ○ ○ ○ ○ 印

受 注 者

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 ○○株式会社

代表取締役

氏 名

印

別紙様式 8

請 書

件名の表示

(品名, 規格及び数量)

代 金 額 金 円也
(うち, 消費税及び地方消費税額 金 円也)

上記の(物品, 製造, 工事)を上記の金額で, (別冊図面及び仕様書に基づき等), 下記条項により(納品, 完成)することをお請けします。

記

1. (納入, 完成)期限は, 平成 年 月 日とし, 納入場所は, 自然科学研究機構指定の場所とします。
2. 納品書は, 自然科学研究機構〇〇〇〇に送付します。
3. 請求書は, 自然科学研究機構〇〇〇〇に送付します。
4. この契約についての必要な細目は, 自然科学研究機構が定めた発注工事請負等契約要領によるものとします。

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
機 構 長 〇 〇 〇 〇 殿

(供給者)

受注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇株式会社
 代表取締役 氏 名 印